住所　福井市西開発３丁目208番地１
金哲央　昭和40年３月２日生
今木田弘美　昭和41年４月２日生
金大雅　平成９年７月６日生
金果林　平成15年３月30日生
住所　東京都世田谷区野毛２丁目11番14号
潘偉軍　昭和36年６月10日生
範潔萍　昭和38年７月14日生
潘岳　平成10年10月26日生
住所　東京都荒川区西日暮里１丁目28番12号
朴直美　昭和49年８月11日生
住所　静岡市駿河区新川２丁目６番７号
金將弘　昭和50年８月20日生
住所　東京都目黒区大岡山１丁目18番５号
姜惠子　昭和55年２月18日生
住所　福岡県遠賀郡水巻町吉田西３丁目14番10号
金美眞　昭和30年８月10日生
孫美華　昭和55年11月21日生
孫美沙　昭和59年４月３日生
住所　奈良県生駒市北新町９番33―302号
田徳基　昭和44年１月15日生
裴敏江　昭和50年６月７日生
田妃那　平成21年10月６日生
住所　東京都八王子市七国３丁目２番５号
丁鳳平　昭和39年12月19日生
李明　昭和39年２月９日生
丁匯文　平成２年12月11日生
住所　広島市南区宇品御幸１丁目10番９号
金垠九　昭和13年１月26日生
徐巴枝　昭和15年８月15日生
住所　福岡県宗像市東郷３丁目３番３号
郭敬晴　昭和27年３月28日生
李貞子　昭和31年11月17日生
郭久裕　昭和56年３月26日生
郭丈裕　昭和60年１月28日生
郭惠理　昭和63年４月15日生
住所　名古屋市守山区小六町19番８号
朴在定　昭和42年11月17日生
住所　愛知県碧南市石橋町２丁目43番地２
黃哉恵　昭和48年５月８日生
住所　埼玉県草加市松原５丁目５番23―208号
楊柳　昭和52年11月７日生
住所　神奈川県藤沢市大庭5325番地21
セサル・アウグスト・ハラダ・リ　昭和47年12月５日生
住所　川崎市高津区上作延408番地
黃純子　昭和47年７月15日生
住所　神奈川県平塚市下島164番地
メアット・ピルム　昭和55年11月14日生
住所　京都府宇治市開町77番地27
吳俊子　昭和22年２月14日生
住所　福井市高木町第81号９番地
金興相　昭和47年７月27日生
住所　京都市右京区西院春栄町36番地１
許見久　昭和47年３月８日生
住所　東京都板橋区高島平２丁目30番１―1304号
張俊慧　昭和47年11月２日生
住所　東京都目黒区東が丘１丁目３番４号
李敏永　昭和48年４月17日生
住所　大阪市西成区天神ノ森１丁目12番１号
康順子　昭和25年７月29日生
住所　大阪市生野区勝山北３丁目12番17号
㛹聞淑　昭和37年７月27日生
住所　岐阜県羽島郡岐南町八剣北３丁目17番地
李基行　昭和47年11月７日生
住所　静岡県袋井市浅羽1200番地18
金敏行　昭和58年３月18日生
住所　浜松市北区細江町中川888番地231
金育子　昭和63年11月29日生
住所　福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字家東乙656番地
ビルマ・モリリョ・コイタバシ　昭和46年10月15日生
ミッコ・モリリョ　平成８年４月24日生
住所　浜松市東区下石田町1219番地10
モアシル・タダシ・タカノ　昭和32年８月６日生
ルーデス・チエミ・タカノ　昭和42年１月20日生
カロリナ・カオリ・タカノ　昭和62年８月12日生
ギレミ・マサミ・タカノ　平成７年７月６日生
クリスチャン・ダイキ・タカノ　平成15年６月11日生
住所　群馬県伊勢崎市下植木町772番地39
クリスティナ・タマキ・ヨナミネ　昭和49年４月16日生
ナタリア・モンテヤノス・タマキ　平成21年１月14日生
住所　東京都足立区梅田５丁目10番15号
韓貞孝　昭和47年５月11日生

○農林水産省告示第千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町坂元字毛白七七八の一・七七八の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村草嶺字向山三の六から三の八まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県山口市鋳銭司字梅ノ木二三六一の三五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　社会福祉施設用地とするため

○農林水産省告示第千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県大島郡周防大島町大字椋野字西ノ奥六四の三(国有林)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県大島郡周防大島町大字椋野字西ノ奥六四の三(国有林)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県大島郡周防大島町大字椋野字西ノ奥六四の三(国有林)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県大島郡周防大島町大字椋野字西ノ奥六四の三(国有林)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び